

社会福祉法人 共愛会

評議員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共愛会（以下「当法人」という）の会長、理事、評議員、監事、執行役員及び評議員選任委員（以下「役員」という）に対する報酬の基準を明確にし、もって適正かつ円滑な法人の運営に資することを目的とする。

(支給の対象となる業務)

第2条 当法人の役員に対する報酬は、次の場合に支給するものとする。

- (1) 理事長が招集した役員会に出席した場合
- (2) 監事が定款の定めるところにより法人の業務及び会計監査を行った場合
- (3) 理事長の要請により、施設設備等にかかわる入札及び契約等に立ち会った場合
- (4) 役員として必要な研修会、会議等に出席した場合
- (5) その他、法人運営に必要な役員業務に携わった場合
- (6) 役員が週平均4日以上定期的に出勤して定款細則第6条に定める業務を行った場合

(報酬額)

第3条 前条の業務に対する役員報酬は、以下の基準を上限として支給する。

- (1) 当該業務にかかわる所要時間が4時間以内の場合
20,000円/日
- (2) 当該業務にかかわる所要時間が4時間を超え6時間以内の場合
30,000円/日
- (3) 当該業務にかかわる所要時間が6時間を超える場合
40,000円/日
- (4) 前条(6)の業務を行った場合の報酬は、1日当たり
35,000円
- (5) 法令もしくは当法人の定款に定める業務のみを行う非常勤理事長の場合
月額300,000円

2 職員を兼務している役員（執行役員を含む）の月額報酬は、その役員が職員として受給している本俸月額額の10%とする。

3 評議員選任委員が職員を兼務している場合は、(1)～(4)に示す額の1/2の額とする。

(賞 与)

第4条 役員が本規程第2条(6)号の業務に従事した場合の賞与は、予算の許す範囲内において以下の基準により支給することが出来る。

7月分 2月21日～6月20日の期間の業務を対象とした賞与額
給与総額÷4×150以内
100

12月分 6月21日～11月20日の期間の業務を対象とした賞与額
給与総額÷5×220以内
100

3月分 11月21日～2月20日の期間の業務を対象とした賞与額
給与総額÷3×80以内
100

(役職手当)

第5条 前第2条(6)号に該当する業務を行う役員には、前第3条に定める報酬及び第4条に定める賞与に加え、法人財源の許す範囲内においてその役員の月額報酬の8%の額を上限として役職手当を支給することが出来る。

(退職金)

第6条 3年以上勤務した常勤役員には、次に定める退職金を支給する。(但し、その役員が当法人の給与規程に定める他の退職金制度の対象となる場合を除く)

- (1) 3年以上5年未満 その役員の平均給与年額の3%×勤続年数
- (2) 5年以上10年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額の5%×勤続年数
- (3) 10年以上15年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額の7%×勤続年数
- (4) 15年以上20年未満 その役員の直近5年間の平均給与年額の9%×勤続年数
- (5) 20年以上 その役員の直近5年間の平均給与年額の10%×勤続年数

(交通費、宿泊費等)

第7条 役員が第2条の業務を遂行するに当たり、交通費、宿泊費、その他の経費を必要とする場合は、第3条の日当に加え、その実費を支給する。

(支払い方法)

第8条 第3条及び第5条に規定する報酬及びその他の必要経費は、原則として当該業務終了後の清算払いとする。但し、第2条第1項6号の業務に対する報酬の支払い方法については、当法人給与規程(乙)の第4条第1項2号の定めるところによる。

(支出会計区分)

第9条 本規程に定める役員報酬並びに諸費用については、原則として本部会計から支出するものとする。

(規程の改訂)

第10条 この規程は、諸般の状況等の変化により実情にそぐわなくなった場合は、評議員会及び理事会議を経て改訂することが出来る。

附 則

この規程は、平成9年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。